

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成24年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。近年の傾向及び特徴的な事件については以下のとおり。

平成17年1月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成18年に1件、平成23年に1件係属し、両事件ともに、関与和解により終結した。

平成18年に係属した事件は、県内の農協関係団体のうちの7つの労働組合及び県農協中央会が当事者である。

本件は、東伯町農協の再建・合併問題について、7労働組合が県全体の農協系統組織の雇用問題に波及する深刻な事項であるとして、直接の雇用関係にない県農協中央会に対して団体交渉の申入れを行ったところ、県農協中央会は団体交渉の当事者ではない等として交渉申入れを拒否したことから、このことが労働組合法第7条第2号に定める不当労働行為にあたるとして、7労働組合から救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を4回、審問を3回行い、平成18年9月、関与和解により終結した。なお、当県の審査目標期間は10ヶ月（約300日）に設定しているが、処理に要した日数は170日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、各労働組合と各農協等との間における団体交渉が円滑に行われるよう、県農協中央会が農協等を指導するとともに必要に応じて労働組合に対し説明すること、などである。

平成23年に係属した事件は、鳥取県厚生事業団職員労働組合及び社会福祉法人鳥取県厚生事業団が当事者である。

本件は、申立人が申し入れた要求に対する団体交渉（4つの事項）について、被申立人が自己の主張に固執することなく、誠意を持って団体交渉に応じることを求めて、平成23年3月15日に救済申立てがなされたものである。

本件審査は、委員調査を3回、審問を2回、和解期日を5回行い、平成23年9月14日、関与和解により終結した。なお、処理に要した日数は184日であり、目標期間内での事件処理が行われた。

主な和解内容は、当事者双方は、労働協約全般について見直し、改定に向けて精力的に団体交渉を行い、平成23年末を目途に精力的に団体交渉を行い、妥結成立を図ること。上記期日までに当事者間で妥結成立しなかった場合は、労働協約第11条の規程に基づき、鳥取県労働委員会に調停を申請し、解決を図ることである。